

国土交通省令第 号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十五条第四項（同法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）、第十五条の十四、第十八条第二項、第二十三条第一項及び第三項、第三十六条の二第二項及び第六項、第三十七条第四項並びに第百条の二第一項（法第百三十八条第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づき、土地収用法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十四年七月 日

国土交通大臣 林 寛子

土地収用法施行規則の一部を改正する省令

土地収用法施行規則（昭和二十六年建設省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の二条を加える。

（事業の説明）

第一条の二 法第十五条の十四（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める措置は、次に定めるところにより、説明のための会合を開催することとする。

一 会合を開催する場所は、できる限り、事業の認定について利害関係を有する者の参集の便利を考慮し

て定めること。

二 次に掲げる事項を、遅くとも、会合を開催する日の前日から起算して前八日に当たる日が終わるまでに、事業の施行を予定する土地（河川の敷地、海底又は流水、海水その他の水において事業の施行を予定している場合にあつては、事業の施行を予定する区域。八において同じ。）の存する地方の新聞紙に公告すること。

イ 起業者の名称及び住所

ロ 事業の種類

ハ 事業の施行を予定する土地の所在

ニ 会合の場所及び日時

三 前号イからニまでに掲げる事項を、事業の施行を予定する土地、河川の敷地、海底、水若しくは立木、建物その他土地に定着する物件又はこれらにある物件に関して権利を有する者（起業者がその氏名及び住所を知っているものに限る。）でこれらの権利を提供することについての同意をしていないものに対し、文書をもつて通知すること。

2 前項第三号に規定する通知は、会合を開催する日の前日から起算して前八日に当たる日が終わるまでに発しなければならない。

第一条の三 起業者は、次のいずれかに該当すると認める場合においては、前条第一項の規定による会合を打ち切ることができる。

一 前条第一項第二号の規定により公告された会合を開始する時において、参加する者がいないとき。

二 起業者（その職員又は代理人を含む。）若しくは会合に参加する者の身体に危害が加えられ、又はその著しいおそれがあるとき。

三 会合を開催する施設若しくはその設備が破壊され、損傷され、若しくはその使用を困難にする行為がされ、又はその著しいおそれがあるとき。

2 起業者は、前項の規定により会合を打ち切つたときは、当該会合が予定されていた期間中、その会場又はその付近の適当な場所に、同項の規定により会合を打ち切つた旨を掲示しなければならない。

第三条の見出し中「添付書類」を「添付書類」に改め、同条各号列記以外の部分中「添付書類」を「添付書類」に、「左の各号に」を「次に」に、「写」を「写し」に改め、同条第一号中「左に」を「次に」に、

「あわせて添附する」を「併せて添付する」に改め、同号へ中「且つ」を「かつ」に改め、同条第二号中「同項第二号」を「法第十八条第二項第二号」に、「左の各号に」を「次に」に改め、同条第三号中「同項第二号」を「法第十八条第二項第二号」に、「足る」を「足りる」に、「添附する」を「添付する」に改め、同条第四号及び第五号中「同項第四号」を「法第十八条第二項第四号」に改め、同条に次の一号を加える。

六 法第十八条第二項第七号の法第十五条の十四の規定に基づき講じた措置の実施状況を記載した書面の様式は、別記様式第六の二とし、第一条の二第一項第二号の規定により公告した新聞紙の当該部分の写しを添付するものとする。

第四条から第十一条までを次のように改める。

（公聴会の開催請求の手續）

第四条 法第二十三条第一項（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による請求をしようとする者は、公聴会の開催を請求する旨及び次に掲げる事項を記載した書面を事業の認定に関する処分を行う国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

一 請求者の氏名及び住所

二 起業者の名称及び事業の種類

(公聴会の開催の手續)

第五条 国土交通大臣又は都道府県知事は、公聴会を開催しようとするときは、あらかじめ、起業者に対し、当該公聴会の期日を通知しなければならない。

2 起業者は、前項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る公聴会に出席して意見を述べようとするときは、その旨を、当該通知を受けた日から一週間以内に当該通知をした国土交通大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。

第六条 法第二十三条第二項（法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、起業地の存する地方の新聞紙に、遅くとも、公聴会の期日の前日から起算して前十一日に当たる日が終わるまでにしなければならない。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の公告に併せて、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 前条第二項の規定による通知があつた起業者の名称

二 次条第一項の規定による申出の期限

三 意見を述べることが出来る時間として、次条第一項の規定による申出一件ごとに割り振ることを予定している時間

四 前三号に定めるもののほか、国土交通大臣又は都道府県知事が必要と認める事項

3 前項第二号の期限は、第一項の公告の日の翌日から起算して八日以後の日を定めなければならない。

第七条 公聴会に出席して意見を述べようとする者（起業者を除く。）は、前条第二項第二号の期限までに、次に掲げる事項を記載した書面により、事業の認定に関する処分を行う国土交通大臣又は都道府県知事に申し出なければならない。

一 氏名及び住所

二 電話番号又は電子メールアドレス（複数の者が共同して申し出る場合にあつては、その代表者（一人に限る。）の氏名及び電話番号又は電子メールアドレス）

三 述べようとする意見の要旨

四 自らの意見の陳述に併せて前条第二項第一号に規定する起業者に対し質問をすることを希望する場合にあつては、その質問の相手方となる起業者の名称及び質問の要旨

2 前項第四号の要旨は、その質問の趣旨及び内容がその記述から明らかとなるように記載しなければならない。

3 複数の者が共同して第一項の規定による申出をした場合においては、次条第一項及び第三項の規定による通知は、第一項第二号の代表者に対してすれば足りる。

第八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第五条第二項の規定による通知をした起業者及び前条第一項の書面（同項各号に規定する事項のいずれかの記載がないものを除く。以下この条から第十一条までにおいて「申出書」という。）を提出した者（次項の場合にあつては、同項後段の規定により国土交通大臣又は都道府県知事が定めた者。第十一条第二項において同じ。）に対し、あらかじめ、公聴会において意見を述べることができる時間及び予定の開始時刻を通知しなければならない。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、前条第一項の規定による申出をした者が多数あることにより、公聴会の期日において、これらの者のすべてに意見を述べさせることができないと認めるときは、意見を述べることができる者を制限することができる。この場合において、国土交通大臣又は都道府県知事は、多様な趣旨の意見を聴取することを旨として、公聴会において意見を述べることができる者を定めるものとする。

る。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定による制限によつて公聴会において意見を述べることができないこととなる者に対して、その旨を通知しなければならない。

第九条 国土交通大臣又は都道府県知事は、前条第一項の規定による通知を受けた者が提出した申出書に第七条第一項第四号に規定する事項を記載したものがあるときは、当該記載に係る起業者に対し、日時を指定して、自ら出席し、又はその命じた職員若しくは代理人が出席し、第十一条第三項に規定する答弁をすべき旨を書面により通知しなければならない。この場合において、当該通知書には、当該申出書の写しを添付するものとする。

第十条 公聴会は、事業の認定に関する処分を行う国土交通大臣若しくは都道府県知事又はその指名する職員が議長としてこれを主宰する。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定によりその職員を議長として指名したときは、第五条から前条まで及び第十一条の三第一項に規定する国土交通大臣又は都道府県知事の権限を議長に行わせることができる。



3 前項に規定する場合において、議長は、その氏名を記載し、かつ、その者の写真を貼付した証明書を、当該公聴会の期間中、携帯しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、公聴会の円滑な運営を確保するために必要と認める場合には、その指名する職員（以下この条、第十一条の三及び第十一条の四において「議長補助者」という。）に第十一条の三第二項及び第五項に規定する権限を行わせることができる。

5 議長補助者は、その権限を行使する場合には、その氏名を記載し、かつ、その者の写真を貼付した証明書を携帯し、関係者から請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 議長又は議長補助者は、必要があると認めるときは、国土交通大臣又は都道府県知事の委託を受けた者にその職務の遂行を補助させることができる。

第十一条 公聴会における発言は、議長の許可を得てしなければならない。

2 公述人（第八条第一項の規定による通知を受けた起業者又はその命じた職員若しくは代理人及び申出書を提出した者をいう。以下同じ。）は、公聴会に出席し、議長が指示する時刻から公述時間（同項の規定による通知に示された意見を述べることができる時間をいい、第四項の場合にあつては、同項の規定によ

る時間をいう。以下同じ。）内において意見を述べることができる。この場合において、その意見は、案件の範囲及び申出書に記載した第七条第一項第三号の要旨の範囲を超えてはならない。

3 公述人のうち、その申出書に第七条第一項第四号に規定する事項を記載したものは、その公述時間内において質問し、その答弁を聴くことができる。この場合において、その質問は、案件の範囲及び当該申出書に記載した同号の要旨の範囲を超えてはならない。

4 議長は、前二項の規定にかかわらず、公述人が第八条第一項の規定による通知に示された意見を述べることができる予定の開始時刻又は第二項の規定により議長が指示することとなるべき時刻のいずれか遅い時刻（以下この項において「予定開始時刻」という。）に遅れて公聴会に出席したときは、同条第一項の規定による通知に示された意見を述べることができる時間から実質遅刻時間（予定開始時刻から当該公述人が公聴会に出席した時刻までの時間をいう。次項において同じ。）を控除した時間を当該公述人の意見を述べるることができる時間とすることができる。

5 前項に規定する場合において、実質遅刻時間が第八条第一項の規定による通知に示された意見を述べることができる時間を超えたときは、当該公述人は、第二項及び第三項の規定による意見の陳述及び質問（

以下「意見の陳述等」という。）をすることができない。

6 議長は、第二項及び第三項の場合において、公述人等（公述人及び第九条の規定により出席した者をいう。以下同じ。）に対して質疑することができる。

第十一条の次に次の三条を加える。

第十一条の二 議長は、公述人等が、前条第二項及び第三項に規定する範囲を超え、若しくはその公述時間以外の時間に発言した場合（同条第一項の許可を得て、及び同条第六項の規定による質疑に対する応答として発言する場合を除く。）又は不穏当な言動をした場合は、その発言を禁止することができる。

2 議長は、公聴会の秩序を維持するために必要があるときは、著しく不穏当な言動をし、前項の規定による禁止に従わず、又は国土交通大臣若しくは都道府県知事が公聴会の秩序を維持する見地から定めた公述人等が遵守すべき事項に違反した公述人等を公聴会の会場から退場させることができる。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項に規定する公述人等が遵守すべき事項を定めた場合には、次に掲げる措置をとらなければならない。

一 速やかにインターネットを利用して公衆の閲覧に供すること。

二 公聴会の期日において、その会場に掲示し、又は公述人等に配付すること。

第十一条の三 国土交通大臣又は都道府県知事は、公聴会における秩序を維持するために必要があると認めるときは、傍聴につき次に掲げる処置をとることができる。

一 傍聴席に相応する数の傍聴券を発行し、その所持者に限り傍聴を許すこと。

二 傍聴人の被服又は所持品を検査させ、危険物その他公聴会の会場において所持するのを相当でないと  
思料する物の持込みを禁じさせること。

三 前号に規定する処置に従わない者及び公聴会において議長の職務の執行を妨げ又は不当の行状をすることを疑うに足りる顕著な事情が認められる者の公聴会の会場への入場を禁ずること。

2 傍聴人は、公聴会の会場への入場又は退場に際し、議長又は議長補助者の指示に従わなければならない。

3 傍聴人は、公聴会の会場において、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 静粛を旨とし、喧騒けんそうにわたる行為をしないこと。

二 国土交通大臣又は都道府県知事が公聴会の秩序を維持する見地から定めた傍聴人が遵守すべき事項に従うこと。

4 前条第三項の規定は、国土交通大臣又は都道府県知事が前項第二号に規定する傍聴人が遵守すべき事項を定めた場合について準用する。この場合において、同条第三項第二号中「公述人等」とあるのは、「公述人等及び傍聴人」と読み替えるものとする。

5 議長又は議長補助者は、第三項の規定に違反した傍聴人に対して、その行為の中止を命じ、又は公聴会の会場から退場させることができる。

6 公述人等については、公述人にあつてはその公述時間、第九条の規定により出席した者にあつてはその答弁をしなければならないこととなる公述人の公述時間を除き、傍聴人とみなして第一項（第一号を除く。）から第三項まで及び前項の規定を適用する。

第十一条の四 議長は、次のいずれかに該当すると認める場合においては、公聴会を打ち切ることができる。

一 議長、議長補助者、第十条第六項の規定による委託を受けた者、公述人等若しくは傍聴人の身体に危害が加えられ、又はその著しいおそれがあるとき。

二 公聴会を開催する施設若しくはその設備が破壊され、損傷され、若しくはその使用を困難にする行為がされ、又はその著しいおそれがあるとき。

三 第十一条の二第二項又は前条第五項の規定による退場命令に従わない者が多数いることにより公聴会の運営が困難となつたとき。

2 議長は、前項の規定により公聴会を打ち切つたときは、公聴会が予定されていた期間中、公聴会の会場又はその付近の適当な場所に、次に掲げる事項を掲示しなければならない。

一 前項の規定により公聴会を打ち切つた旨

二 次項後段の規定により書面により意見を提出することができる旨

3 公述人は、第一項の規定により公聴会が打ち切られたときは、第十一条第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該打ち切りの後において意見等の陳述をすることができない。この場合において、意見等の陳述ができないこととなつた公述人は、当該打ち切りの日の翌日から起算して七日以内に、議長に対し、意見の陳述に代えて、その意見を書面により提出することができる。

第十二条第二項中「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「公述人」を「公述人等」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 公述人等の意見又は答弁の要旨

第十二条に次の一項を加える。

3 前項第四号の規定にかかわらず、当該公聴会の速記録を添付することをもつて同号に規定する事項の記載に代えることができる。

第十三条の五の次に次の四条を加える。

(土地調書作成の特例手続等の申出)

第十三条の六 法第三十六条の二第一項第一号の規定により土地調書を作成しようとする場合における同条第二項の申出書は、別記様式第七の三による土地調書作成の特例手続の申出書とする。

2 法第三百三十八条第一項において準用する法第三十六条の二第一項第一号の規定により権利調書又は土石砂れき調書を作成しようとする場合における法第三百三十八条第一項において準用する法第三十六条の二第二項の申出書は、別記様式第七の三の例によるものとする。

(物件調書作成の特例手続等の申出)

第十三条の七 法第三十六条の二第一項第二号の規定により物件調書を作成しようとする場合における同条第二項の申出書は、別記様式第七の四による物件調書作成の特例手続の申出書とする。

2 法第三百三十八条第一項において準用する法第三十六条の二第一項第一号又は第二号の規定により立木、建物その他土地に定着する物件調書又は物件調書を作成しようとする場合における法第三百三十八条第一項において準用する法第三十六条の二第二項の申出書は、別記様式第七の四の例によるものとする。

(土地調書等に対する異議の申出)

第十三条の八 法第三十六条の二第三項の規定による公告に係る土地調書についての同条第六項の異議申出書は、別記様式第七の五による土地調書に対する異議申出書とする。

2 法第三百三十八条第一項において準用する法第三十六条の二第三項の規定による公告に係る権利調書又は土石砂れき調書についての法第三百三十八条第一項において準用する法第三十六条の二第六項の異議申出書は、別記様式第七の五の例によるものとする。

(物件調書等に対する異議の申出)

第十三条の九 法第三十六条の二第三項の規定による公告に係る物件調書についての同条第六項の異議申出書は、別記様式第七の六による物件調書に対する異議申出書とする。

2 法第三百三十八条第一項において準用する法第三十六条の二第三項の規定による公告に係る立木、建物そ



の他土地に定着する物件調書又は物件調書についての法第三百三十八条第一項において準用する法第三十六条の二第六項の異議申出書は、別記様式第七の六の例によるものとする。

第十四条中「（法第五条に掲げる権利を収用し又は使用する場合にあつては権利調書、法第七条に規定する土石砂れきを収用する場合にあつては土石砂れき調書）」を削り、同条に次の一項を加える。

2 法第三百三十八条第一項において準用する法第三十七条第一項の権利調書又は土石砂れき調書の様式は、別記様式第八の例による。

第十五条第一項中「（法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、同条第二項中「法第六条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、又は使用する場合における」を削り、「第三十七条第一項」の下に「又は第二項」を、「立木、建物その他土地に定着する物件調書」の下に「又は物件調書」を加える。

第二十三条の三の次に次の一条を加える。

（補償金等の払渡しのための書留郵便に付すべき支払手段）

第二十三条の四 法第百条の二第一項（法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定によ

る国土交通省令で定める支払手段は、次に掲げるものとする。

一 郵便為替法（昭和二十三年法律第五十九号）第十条に規定する定額小為替証書

二 小切手法（昭和八年法律第五十七号）第五十九条に規定する銀行が振出人である小切手又は同条に規定する銀行が同法第五十三条第一項の支払保証をした小切手

三 会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第十五条の規定に基づき振り出される小切手

四 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十二条の六第一項の規定に基づき振り出される

小切手

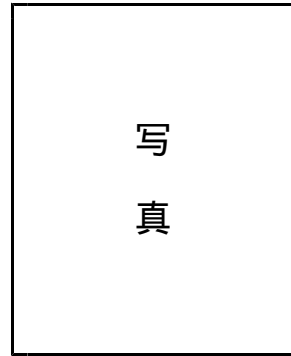
別記様式第一及び第二を次のように改める。

様式第一（第一条関係）

第 号

身 分 証 明 書

表



写  
真

住  
所

氏  
名

右は、土地収用法 第十一条第三項 第三十五条第一項 の規定により起業者の 命令 委任 に基づいて土地に立ち入

ることができる者であることを証する。

年 月 日

起業者の氏名又は名称

印

土地収用法抜すい

第十一条

3 前項の規定によつて都道府県知事の許可を受けた起業者又は第一項但書の規定によつて都道府県知事に通知をした起業者は、土地に、自ら立ち入り、又は起業者が命じた者若しくは委任した者を立ち入らせることができる。

第十五条 第十一条第三項の規定によつて他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証票及び都道府県知事の許可証（起業者が国又は地方公共団体である場合を除く。）を携帯しなければならない。

3 前二項に規定する証票又は許可証は、土地又は障害物の所有者、占有者その他の利害関係人の請求があつたときは、示さなければならない。

第三十五条 第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた後は、起業者又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、事業の準備のため又は次条第一項の土地調書及び物件調書の作成のために、その土地又はその土地にある工作物に立ち入つて、これを測量し、又はその土地及びその土地若しくは工作物にある物件を調査することができる。

#### 備考

一 起業者においてその職員に対して通常発行している身分証明書がある場合は、当該身分証明書をもつて本様式の証票に代えることができること。

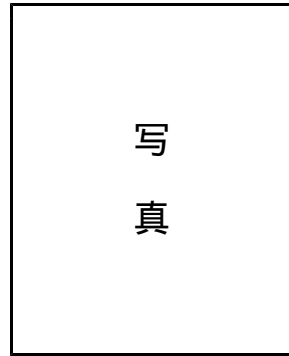
二 不要の部分は消すこと。

様式第二（第一条関係）

第 号

表

身  
分  
証  
明  
書



写  
真

住  
所

氏  
名

右は、起業者の  
命令  
委任  
に基づいて土地に立ち入り、測量又は調査を行う者であることを証す

る。

年  
月  
日

起業者の氏名又は名称

印

## 土地収用法抜すい

第十四条 起業者又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、第三条各号の一に掲げる事業の準備のために他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行うに当り、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくはかき、さく等（以下「障害物」という。）を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくは試すい若しくはこれに伴う障害物の伐除（以下「試掘等」という。）を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えようとするときは

土地の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

- 3 障害物が山林、原野その他これらに類する土地にあつて、あらかじめ所有者及び占有者の同意を得ることが困難であり、且つ、障害物の現状を著しく損傷しない場合においては、起業者又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、前二項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、直ちに、障害物を伐除することができる。この場合においては、障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨を所有者及び占有者に通知しなければならない。

- 4 前項の規定は、第一項の規定による土地の試掘又は試すいに伴う障害物の伐除をする場合には適用しない。

#### 第十五条

- 2 前条の規定によつて障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、その身分を示す証票及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。
- 3 前二項に規定する証票又は許可証は、土地又は障害者の所有者、占有者その他の利害関係



人の請求があつたときは、示さなければならない。

備考

一 起業者においてその職員に対して通常発行している身分証明書がある場合は、当該身分証明書をもつて本様式の証票に代えることができること。

二 不要の部分は消すこと。

様式第六の次に次の一様式を加える。

様式第六の二（第三条関係）

年 月 日

起業者 住 所

氏名又は名称

印

殿

土地収用法第十五条の十四の規定により講じた措置は、次のとおりである。

記

一 事業の種類

二 説明のための会合を開催した日時

三 説明のための会合を開催した場所

四 説明のための会合の開催の公告を行った日及び当該公告を行った新聞紙の名称

五 第一条の二第一項第三号の規定による通知を行った者の数

六 説明のための会合に参加した者の概数

七 説明のための会合を打ち切った場合においては、その旨及びその根拠となる条項

様式第七の二の次に次の四様式を加える。

様式第七の三（第十三条の六関係）

土地調書作成の特例手続の申出書

年 月 日

起業者 住 所

氏名又は名称

印

市町村長 殿

土地収用法第三十六条の二第一項の規定により土地調書を作成したいので、同条第二項の規定により申し出ます。

記

- 一 事業の種類
- 二 起業地
- 三 事業の認定の告示の年月日
- 四 収用又は使用の手続を保留した起業地があるときは、手続開始の告示の年月日
- 五 特例手続の対象地の所在
- 六 当該対象地の土地の所有者及び当該土地に関して権利を有する関係人（起業者が過失がなくて知ることができない者を除く。）の数
- 七 前号のうち、補償金の見積額が政令で定める額以下の者の数

備考

- 一 第六号及び第七号は、特例手続の対象となる一筆の土地ごとに記載すること。
- 二 不要の部分は消すこと。

様式第七の四（第十三条の六関係）

物件調書作成の特例手続の申出書

年 月 日

起業者 住 所

氏名又は名称

印

市町村長 殿

土地収用法第三十六条の二第一項の規定により物件調書を作成したいので、同条第二項の規定により申し出ます。

記

一 事業の種類

二 起業地

三 事業の認定の告示の年月日

四 収用又は使用の手続を保留した起業地があるときは、手続開始の告示の年月日

五 特例手続の対象地の所在

六 当該対象地にある物件に関して権利を有する関係人（起業者が過失がなくて知ることができない者を除く。）の数

七 前号のうち、補償金の見積額が政令で定める額以下の者の数

備考

一 第六号及び第七号は、特例手続の対象となる一筆の土地ごとに記載すること。

二 不要の部分は消すこと。

様式第七の五（第十三条の七関係）

土地調書に対する異議申出書

年 月 日

住 所

氏名又は名称

印

殿

貴殿が作成しようとする土地調書の記載事項について次のとおり異議があるので、土地収用法第三十六条の二第六項の規定に基づいて、申し出ます。

記

- 一 事業の種類
- 二 土地調書の記載中異議を付しようとする部分の土地の表示（地番等）
- 三 前号に掲げる土地に関する申出人の地位（土地所有者又は関係人の別）及びその対象物
- 四 土地調書の記載事項に対する異議の内容

様式第七の六（第十三条の七関係）

物件調書に対する異議申出書

年 月 日

住 所

氏名又は名称

印

殿

貴殿が作成しようとする物件調書の記載事項について次のとおり異議があるので、土地収用法第三十六条の二第六項の規定に基づいて、申し出ます。

記

- 一 事業の種類
  - 二 物件調書の記載中異議を付しようとする部分の物件の表示（物件番号等）
  - 三 前号に掲げる物件に関する申出人の地位（物件の所有者又は関係人の別）及びその対象物
  - 四 物件調書の記載事項に対する異議の内容
- 別記様式第八中「様式第八」を「様式第八（第十四条関係）」に、「第三十六条及び第三十七条」を「第三十六条第一項」に改め、同様式第八備考第二中「如く」を「ように」に改め、同様式第八備考第五中「添付すべき」を「添付すべき」に改め、同様式第八備考第六を削る。

別記様式第九中「様式第九」を「様式第九（第十五条関係）」に、「第三十六条及び第三十七条」を「第三十六条第一項」に改め、同様式第九備考第二中「如く」を「ように」に改め、同様式第九備考第五中「あわせて」を「併せて」に改め、同様式第九備考第六を削る。

## 附 則

### （施行期日）

1 この省令は、土地収用法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百三号）の施行の日（平成十四年七月十日）から施行する。

### （大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行規則の一部改正）

2 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行規則（平成十二年総理府令第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第十条前段中「第四条」を「第五条」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、同令第五条、第六条第二項第一号、第七条第一項、第八条第一項、第九条及び第十一条第二項中「起業者」とあるのは「事業者」と、同令第六条第一項中「法第二十三条第二項（法第



百三十八条第一項において準用する場合を含む。）」とあるのは「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第二十条において準用する法第二十三条第二項」と、「起業地の存する」とあるのは「事業区域が所在する」と、同令第七条第一項及び第十条第一項中「事業の認定」とあるのは「使用の認可」と読み替えるものとする。